

確定申告・町民税の申告について  
税務課 (1番窓口) ☎64・1106

所得税・復興特別所得税の確定申告及び町民税の申告の時期となりました。昨年1年間に所得のあった方は、その所得の額によって税務署が役場税務課に所得の申告をしなければなりません。ただし、会社等へお勤めの給与所得のみを有する方で、会社等で年末調整をされた方やその扶養家族となっている方は、申告の必要はありません。(なお、被扶養者の方で所得額の証明が必要な場合は、申告をしてください。)

- ◆所得税・復興特別所得税の確定申告
\*期間 2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日曜日を除く)
\*場所 湯浅税務署
◆町民税(国民健康保険税等)申告
\*期間 2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日曜日を除く)
\*時間 9時～17時
\*場所 湯浅町役場1階 税務課

税務署からのお知らせ  
湯浅税務署 ☎63・5351

- ◆確定申告期限のお知らせ
◆所得税及び復興特別所得税の申告
納期限 3月15日(水)
◆個人事業者の消費税及び地方消費税の申告
申告期限 3月31日(金)
◆贈与税の申告 納期限 3月15日(水)

振替納税のご案内
納税には、「振替納税」が便利で確実です。
◆所得税及び復興特別所得税の振替日
4月20日(木)
◆個人事業者の消費税及び地方消費税の振替日
4月25日(火)

税理士による地区相談会場ののご案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。
\*いずれの会場も正午から13時までは相談を行っておりません。
なお、申告会場の混雑状況によっては早めにお受けを終らせていただく場合があります。
\*会場の際には、前年分の控え、源泉徴収票(給与・年金収入のある者)、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑等をご持参ください。
\*各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」、「贈与税」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しくください。

開設日	2月					開設時間
	17金	21火	22水	23木	24金	
湯浅納税協会 3階 会議室	●					9:30～15:00
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室		●				
有田市役所 3階 会議室			●	●		9:30～16:00
有田川町役場 吉備庁舎 3階 中会議室					●	9:30～15:00

湯浅都市計画下水道の変更に関する都市計画(案)の縦覧等について

建設課 (18番窓口) ☎64・1124
湯浅都市計画下水道の変更を行いますので、都市計画案について縦覧します。案について意見のある方は、縦覧期間中、意見書を提出することができます。
◆都市計画の名称
湯浅都市計画下水道
◆縦覧・意見書提出期間
2月15日(水)～28日(火)
(8時30分～17時15分)
(土・日曜日を除く)
▼縦覧場所・提出先・お問合せは、建設課まで

和歌山西年金事務所からのお知らせ

和歌山西年金事務所 国民年金課
☎073・447・1688
役場住民環境課 国民年金係
(6番窓口) ☎64・1102

◆口座振替(前納)を希望する方へ
国民年金保険料は、口座振替による前納で納付すると、納め忘れを防止するだけでなく、割引を受けることができます。
◆口座振替による前納には、2年前納(4月から翌々年3月)、1年前納(4月から翌3月)、6ヶ月前納(4月から9月)、10ヶ月前納(3月)、1ヶ月前納の4種類があります。

◆年金の予約相談を実施しています
ご予約いただくと・・・
①お客様のご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！
\*予約相談の実施時間帯は、8時30分～16時(月)～金曜日(日)です。

▼予約申込みは「わんきんダイヤル」へ!

☎0570・05・11605
\*予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
\*ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
◆お問合せ 和歌山西年金事務所
お客様相談室
☎073・447・16600

湯浅町第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画作成委員会を募集します

◆平成30～32年度の高齢者の保健福祉施策や介護保険事業に関する計画について協議していただく作成委員を募集します。
◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定等委員会とは・・・
◆計画の見直しや進行管理を行います。計画は3年ごとに見直ししており、高齢者保健福祉の課題や介護給付、保険料等に委員は、学識経験者、保健医療や福祉の関係者のほか、保険料の負担や介護給付のある町民の方から選びます。
◆公募委員
・第1号被保険者(平成29年4月1日現在、満65歳以上の方) 2名
・第2号被保険者(費用負担者 平成29年4月1日現在、満40～64歳の方) 2名

非常勤職員登録者を募集します

総務課総務係 (16番窓口) ☎64・1108
役場内の事務業務に従事していただく非常勤職員の登録者を募集します。
◆任用までの流れ
書類選考及び面接後、登録者を決定します。その後、役場内各課における業務の必要に応じ、登録者の中から任用を決定し連絡します。なお、登録することが任用決定ではありませんので、ご了承ください。

- ◆雇用期間 採用日(4月1日以降)～平成30年3月31日
\*更新の場合あり
◆勤務時間 8時30分～17時
◆勤務日 月曜日から金曜日まで
◆給与 日給6,000円
\*一時金あり
◆採用条件
パソコン操作のできる方、普通自動車免許を有する方(A・T限定可)
◆登録有効期間 平成30年3月31日まで
◆申込受付
2月10日(金)～3月10日(金)
8時30分～17時15分まで
\*土・日曜日をのぞく
◆申込の方法
市販の履歴書とハローワーク紹介状を総務課総務係まで持参または郵送してください。

◆面接日 3月下旬
(書類選考後に連絡します)

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています